

# 幸せと喜びによりそう

障がい福祉の仕事と魅力



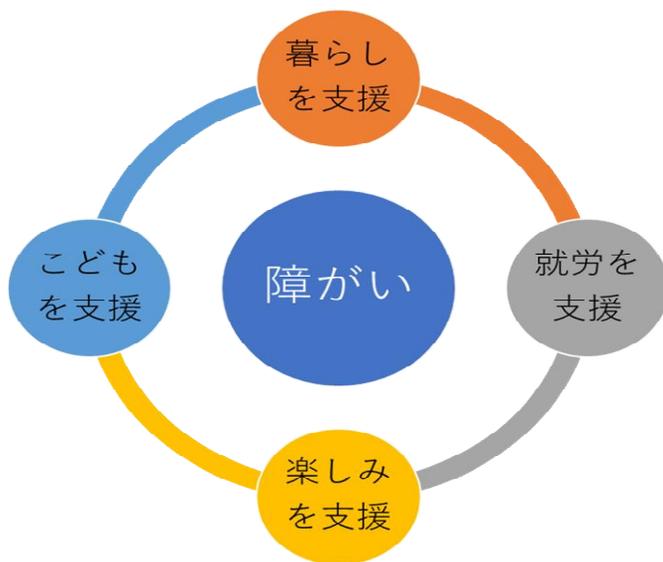
1. 障がい福祉の仕事とは
2. 障がい福祉の仕事 5つの魅力
3. 障がい福祉の働く現場
4. 利用者の声
5. よくある質問（Q & A）
6. 主な資格、技能研修、職種



# 障がい福祉の仕事とは？

幅広い方法で障がい者を支援しています。

- ・障がい福祉とは、障がいのある方が自らの望む生活を営むことができるように支援することを言います。それぞれの障がいの中で、個別の状態や症状がありますので、求めている支援も多岐に渡ります。
- ・例えば、障がいのある方の状態やニーズに適したサービスにつなぐための相談や、買い物や外出の支援、入所施設での介護、共同住居での生活支援などさまざまです。
- ・障がい福祉の仕事とは、そのような支援に携わることですが、さまざまな個性や想いに触れられる魅力ある仕事です。
- ・ここでは一部を紹介します。



「仕事」と言っても支援は様々

## ○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和3年12月と令和4年12月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第229表）

	令和4年12月	令和3年12月	差 (令和4年－令和3年)
全体【平均勤続年数：7.5年】	315,290円	295,160円	20,130円
1年(勤続1年～1年11か月)	273,490円	236,590円	36,900円
2年(勤続2年～2年11か月)	287,450円	266,120円	21,330円
3年(勤続3年～3年11か月)	295,250円	275,040円	20,210円
4年(勤続4年～4年11か月)	292,750円	273,370円	19,380円
5年～9年	313,970円	297,800円	16,170円
10年以上	364,680円	349,830円	14,850円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 令和3年12月末日と令和4年12月末日とも在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当十一時金(年額の1/12)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和4年12月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、令和3年度の賞与の算定に係る勤続月数が1年に満たないため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和3年12月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

# 障がい福祉の仕事5つの魅力

1

## 「ありがとう」が生まれる

「笑顔が増えた」など利用者の変化に寄り添う役割があります。心に触れ、感謝の言葉や信頼を受け取る瞬間が大きな喜びとなります。



2

## 自分の成長が感じられる

新人研修や現場実習で基礎から学べ、資格取得を応援。利用者との関わりは先輩が温かくサポートします。



3

## 命の尊さが学べる

さまざまな困難や逆境を抱える人が力強く生きる姿に、命の大切さを改めて学ぶことができます。

# 障がい福祉の仕事5つの魅力



## 5

### 安定した 将来性がある仕事

障害福祉サービスは法律に位置付けられたサービスです。それは社会的に必要なだと認められている仕事ということです。また、国を挙げての積極的な待遇改善も図られているため、長く安定して働くことができます。

## 4

### 社会貢献、地域貢献ができる

困っている人に寄り添う活動は、社会への貢献度が高く、社会福祉としても重要な役割を担います。また、障がいがあるなしに関わらず、地域で共生していくことが求められているため、自らのアイデア次第では、積極的な地域貢献ができます。



# 障がい福祉の働く現場

## 主な訪問系サービス

### 居宅介護（ホームヘルパー）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう入浴、排せつ、食事の介護等を行います

### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。

### 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。

### 短期入所

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

## 主な日中活動系サービス

### 行動援護

日常生活の様々な場面において、身体介護、生活支援・援助を必要とする方々に、日中、食事や入浴といった生活全般において必要な介護、支援を行うと共に、創作活動や生産活動の提供を行います。

### 生活介護

家族等の介護・支援者が病気等の諸事情により、一時的に家庭で生活することが困難になった場合など短期間、夜間を含め施設で食事や入浴といった生活全般において必要な介護、支援を行います。

# 障がい福祉の働く現場

## 主な訓練系・就労系サービス

### 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

### 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

## 主な居住支援系サービス

### 施設入所支援

様々な事情により、地域で生活していくことが困難となった方々が、安心して生活が送れるよう生活全般において必要な介助、支援を行います。

### 共同生活援助

（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います

### 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います

# 障がい福祉の働く現場

## 主な障がい児支援サービス

### 児童発達支援 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

### 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等に通う障がい児に対して、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

### 保育所等訪問支援

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

### 障害児入所施設 (福祉型)

施設で入所している子どもに対して食事、入浴、相談など生活全般の支援や、就学支援、療育的活動を行い、子どもが目指す地域生活に移れるよう支援を行います。

### 障害児相談支援

障害児通所支援の利用を申請する際に、障がい児の状況等を勘案し、利用計画案を作成します。また、定期的にモニタリングを行い利用計画の見直しを行います。

# 障がい福祉の働く現場

## 主な相談支援サービス

### 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用を申請する際に、その方の状況等を勘案し、利用計画案を作成します。また、定期的にモニタリングを行い利用計画の見直しを行います。

### 地域移行支援

住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

### 地域定着支援

常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。



# よくある質問 (Q&A)

---

**Q1** 女性が働き続けられる 職場ですか？

**A** 女性が活躍する職場です。

職員3人のうち2人以上が女性だと言われています。また、障がい福祉には乳幼児から高齢者向けのサービスがあり、活躍のフィールドが広い職場です。

**Q2** 勤務時間は平均で どのくらいですか？ 夜勤はありますか？

**A** 多様な働き方ができます。

1週間の労働日数は5日が最も多く、1週間の労働時間31～40時間が最も多くなっていますが、次いで10時間以下も多いため、多様な働き方が認められている職場と言えます。施設やグループホームなどでは夜勤があります。1か月に1～5日程度の夜勤を行うことが多いです。

**Q3** 精神的負担・身体的 負担は大きいですか？

**A** ときには負担を感じることもあります。

支援の結果がうまくいかなかったり、仕事を任せられ過ぎて、負担や不安を感じることもあります。しかし、仲間からの助言や利用者とのコミュニケーションの中から次に活かせるヒントが見つかることもあり、うまくいったときの感謝の笑顔に癒やされることも多いです。

# よくある質問 (Q&A)

---

## Q4 未経験でも働けますか？

---

A 未経験者や他の分野からの転職者も多くいます。

未経験者でも働ける職種があり、実際に多くの未経験者や転職者が働いています。サービスによっては他産業のスキルが活かせることもあります。

## Q5 研修制度や手当は充実していますか？

---

A 国を挙げて充実が図られています。

障害福祉計画の策定に係る指針において、専門性を高めるための研修の実施などが盛り込まれています。ガイドヘルパーなどの専門的な研修や実務経験を積んだ上での相談支援専門員やサービス管理責任者などを目指す研修などが幅広く用意されています。また、処遇改善加算など国を挙げて積極的な待遇改善が図られています。

## Q6 将来性がありますか？ 長く働けますか？

---

A 社会的に必要とされている仕事です。

近年、障がい福祉分野で働く方はエッセンシャルワーカーとも呼ばれ、障がい者やその家族が日常生活を行う上で、必要不可欠な存在となっています。また、近年、経験・技能を有する人材への重点的な待遇改善が図れております。

# 主な資格、技能研修

## ◆社会福祉士

社会福祉士は『福祉・医療に関する相談援助の専門家として認められた国家資格』です。様々な理由により日常生活を送ることが困難になった利用者の相談に応じ、助言や指導をおこない、福祉サービスや保健医療サービスとの橋渡しを行います。

---

## ◆介護福祉士

介護福祉士は、1987年に制定された「社会福祉及び介護福祉士法」によって定められた国家資格です。介護が必要なお年寄りや障がいのある人に対して、スムーズな日常生活が送れるよう、食事や入浴、排泄、歩行などの介助や介護者の精神面での支援を行います。

---

## ◆精神保健福祉士

精神保健福祉士は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。精神科病院や医療施設において精神障がいの医療を受けている方や、精神障がい者の社会復帰の促進する施設を利用している方の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練など必要な援助を行っています。

---

## ◆公認心理師

公認心理師は、心理学に関する専門的知識や技術によって、心に悩みや困りごとを抱えた方に対してカウンセリングなどを行う国家資格です。ほかにも、心理状態や性格特徴などを整理する、家族など関係者の支援をする、心の健康に関する情報を提供するといったことを行います。

---

## ◆保育士

保育所などの児童福祉施設等において子どもの保育を行うための国家資格です。障がい福祉における保育士は、さまざまな障がいを持って障がい児支援サービスを利用する子どもに対して集団生活への適用訓練や遊びを交えた知的技能の付与などの支援を行います。

# 主な資格、技能研修

## ◆相談支援専門員

障がいのある人の生活上の相談に応じ、望む暮らしを実現するためのサービス調整等を行う 相談支援の業務に従事するための資格です。障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する際のケアマネジメント業務に従事する際には必ず必要となります。実務経験があり、研修を修了することで取得できます。

---

## ◆サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援において、利用者に効果的・適切な サービスを提供するため、事業所内のサービス提供マネジメントや職員の育成を行う職種です。業務に就くためには実務経験と研修の修了を必要とします。

---

## ◆強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害支援者養成研修は、障害福祉サービス事業所等において、強度行動障がいをもつ利用者の方に対し、適切な支援を行う人材育成を目的とする研修です。基礎研修では、障がい特性や基本的な支援等を学び、実践研修では支援計画の作成等を学びます。

---

## ◆介護職員初任者研修

介護職員としての基礎知識や基本的な技術を習得するための資格です。初任者研修は旧ホームヘルパー2級相当の資格ですが、訪問介護にとどまらず幅広い業務に対応できる内容を学習します。

---

# 職種

## ◆生活支援員（公的な資格がなくても大丈夫です）

生活支援員は、障がい者が食事や入浴など基本的な生活習慣を身につけ、快適に生活できるための支援や、その人の興味や関心に合わせた創作・生産活動など、社会参加のサポートをする仕事です。

---

## ◆職業指導員

障がいのある方を対象に、働くうえで必要な知識や技術を身につけるための職業訓練の指導や、自立した就業をサポートする職業です。

---

## ◆就労支援員

職場実習や就職活動に関する支援、実習先や就職先の開拓、職場定着のための就職後の訪問・相談など、就労全般に関してサポートをおこないます。

---

## ◆ガイドヘルパー

全身性障がいを持つ方、視覚障がいを持つ方、知的障がいを持つ方など一人で外出するのが困難な方について必要なサポートや介助を行う人のことです。都道府県や地方自治体が指定する養成研修実施機関にて、すべてのカリキュラムを履修すると、修了証明書を授与されます。

**発行:伊勢市障害者施策推進協議会  
自立支援部会  
テーマ別 人材確保・養成**

厚生労働省発行:幸せと喜びによりそう障害福祉の仕事と魅力  
一部改変